

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和5年2月15日（水曜日）
開会 午後0時59分
閉会 午後2時24分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 萱野哲也 副委員長 溝手宣良
委員 山名正晃 委員 小野耕作
" 深見昌宏 " 津神謙太郎
" 山口久子
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 河相祐子 同次長 宇野裕
同議事係主査 小野達司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 総合政策部長 脇奈七
政策調整課長 江口真弓 総務部長 難波敏文
財政課長 横田優子 財政課主幹 岡真里
保健福祉部長 上田真琴
こども課長 弓取佐知子 こども課主幹 木田美和
教育長 久山延司 教育部長 加治佐一晃
教育総務課長 浅野竜治 学校教育課長 在間恭子
こども夢づくり課長 林直方
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) ヤングケアラー支援について
報告事項
(1) 幼稚園の入園状況について
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午後0時59分

○委員長（萱野哲也君） ただいまから、文教福祉委員会所管事務調査を開会いたします。

本日の出席7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

調査事項の1、ヤングケアラー支援についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） それでは、調査事項の1、ヤングケアラー支援について御説明させていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。

まず、これまでの取組状況でございます。

令和3年9月議会におきまして総社市ケアラー支援の推進に関する条例を可決いただいた後、地域や関係機関等への広報、啓発活動を行ってまいりました。

10月には市内全小・中学校教職員向け研修会を開催し、その後12月には市内小学4年生から6年生、中学校全学年を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

調査結果につきましては、2ページの別紙1を御覧ください。

アンケート結果の中で、2項目と3項目、自身がヤングケアラーに当てはまり、やりたいけれどできていないことがあるに該当した生徒57人について、学校、保健福祉部、教育部が連携し、個別ケース会議を実施いたしました。57人の生徒一人一人の状況を分析した上で、支援が必要なケースについて具体的な支援を実施しております。また、アンケート調査の後、新たに学校等を通じて把握した支援が必要なケースについても情報共有を行い、具体的支援を開始しております。

資料の1ページにお戻りいただきまして、令和4年4月から、こども課にヤングケアラーコーディネーターを配置いたしました。また、必要に応じてヤングケアラーの家庭を訪問し、家事や育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業の委託契約を締結しております。

次に、3の具体的な支援に向けてでございます。

まず、本年度、ヤングケアラーコーディネーターが地域や関係機関へ伺い、ヤングケアラーの早期発見に向けた啓発活動を実施しております。今後も地域や関係機関と連携し、ヤングケアラーの家庭を必要な支援へとつなげてまいります。

次に、二つ目、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、強化した相談支援体制で、学校やスクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携し情報共有を図るとともに、保健福祉部、教育部が連携の上、支援の方向性や具体的支援を調整しております。

最後に、令和4年1月、全国屈指福祉会議にヤングケアラー支援部会を新設しております。今年1月に開催した会議では、今年度の執行状況を確認するとともに、来年度に向けた具体の取組目標を設定しています。

1枚お開きいただき、3ページ、別紙②-1を御覧ください。

本年度の1月末時点の実施状況を記載しております。

最後の項目、具体的な支援の提供につきましては、関係機関と連携し、ヤングケアラーとその家庭に寄り添うとともに、ケースに応じた必要な支援を継続して行っております。

続きまして、4ページ、別紙②-2を御覧ください。

令和5年度の取組目標を記載しております。

大きく4項目ございまして、ヤングケアラー支援について認識を深めるための広報・啓発、ヤングケアラーの実態把握、ヤングケアラーへの支援体制の確立及び具体的な支援の提供でございます。

このうち、2項目の実態把握につきましては、市内各小・中学校において教育相談の事前アンケート等にヤングケアラーに関係する項目を加え、実態を把握する。また、学校生活の日常の観察から実態を把握するとしております。

最後に、一番下の具体的な支援の提供につきましては、それぞれの家庭に寄り添いながら介護や障がいなど適切な他の関係機関につなげるとともに、情報共有、連携を図りながら、ケースに応じた必要な支援を行ってまいります。

こども課からは以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 本日、机の上にお配りさせていただいた資料について説明をさせていただきます。

A3の大きなものが、実際に昨年度、令和3年12月に小学校4年生以上で実施をしたアンケートです。

A4のもの、半分に折っているものですがけれども、これが調査に向けて保護者宛てに、こういった調査を学校で行いますと配付をさせていただいた文書になっています。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 説明は終わりですか。以上ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） ヤングケアラーの支援について今御報告をいただいた中で、お聞きしたいことが幾つかございます。これに関しては結構ナイーブな部分もありますので、本当に答えられる範囲の上でお答えをいただければと思っております。

まずなんですけども、実際この令和4年度からヤングケアラーコーディネーターを今配置されているということで、このヤングケアラーコーディネーターの方の、今、具体的に何を日々行っているかということと、あと先ほどもありました、具体的な支援が必要なケースについては具体的な

支援を実施していますというふうに言われているんですが、この具体的な支援の内容のところをお聞かせいただけますか。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 山名委員の御質問にお答えをいたします。

まず、ヤングケアラーコーディネーターの業務の内容でございますが、このヤングケアラー支援については透明化しにくいというところから、広報啓発が非常に大きく意味を持つと思っております。広報啓発活動、地域や関係機関へ回りながら様々な場面で啓発を行っていただいております。また、相談支援というものを受れたり、各関係機関との調整、そういったことを行っております。また、そのほかヤングケアラーに関係する様々な業務もございますが、そういったところで関係する業務のほうも行っていただいております。

それから、支援の内容でございますが、これはあくまでも一例としてお聞きいただければと思いますが、まず大きな力となりますのが学校の関係者の方。これは、直接本人や家族の方に関わるというところで、状況の把握ですとか心理的サポート、そういうことで大きな力をいただいていると思っております。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、本人や家族との面談等で精神的な負担の軽減、心理的なサポートというところを担っていただいていると思っております。

また、様々な障がい福祉でありますとか介護でありますとか、そういった社会福祉サービスの提供、また医療、保健所、児童相談所など、市と連携、情報共有しながら動きを取っているところでございます。

最後に、こども課の子育て世帯訪問支援、これは不安や悩みを検証し、家事や育児支援等を行い、心理的や精神的な負担を軽減しながら家庭環境を整えるということで行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。ありがとうございます。

ヤングケアラーコーディネーターの方、この中で相談を行う、広報啓発、あと相談を行うというんですが、この相談というのはどこで行われているかということと、このヤングケアラーコーディネーターの方が、言うたらどこにいらっしゃるのか。相談する場合でも、現地に行くのか、それともここへ来ていただくのか、学校関係だったら学校の場でお話しするとは思いますが、そういうふうな相談の場所と、その相談に至るまでのプロセスですね。そこを教えてくださいたいと思っております。

今、具体的な支援をいろいろ言われてたんですけども、結局、今、予算のほうでも話がありましたけども、家庭支援、家事支援というところがあるんですが、実際そこはもう今されてるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、ヤングケアラーコーディネーターですが、所属はこども課の所属になっておりまして、通常はこども課のほうへおります。

また、相談場所でございますが、これは学校であったり、その御家庭であったり、必要なところへ出て行って相談を受ける、又は調整するということをやっております。定期的でございますが、スクールソーシャルワーカーとの会合を月に1回持っておりますので、そういった場合にはそういった会合に出て調整をすることもございます。

それから、相談を受けるまでのプロセスでございますが、まず一番大きいのは令和3年度に行ったアンケート調査、そこで57人に対してその内容を個別に分析して、保健福祉部、学校、教育部と連携して行っておりますが、その中で支援が必要と認められた世帯、これが大きな割合を占めております。また、それから学校を通じて、こういった気になる子がいるんですけどどうでしょうかという声をいただくこともございます。そういった場合、ヤングケアラーコーディネーターを中心として相談を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 失礼いたしました。先ほどの家事支援でございますが、実績のほう、ございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） そこ、先ほどのでお聞きしたいんですけども、今実際57人の方がアンケートに答えられて、その方に今つなげていると。実際に支援が必要な世帯があるというふうに言ったんですけども、この57人の方全員ではなくて、本当に必要な方というのは一体どれぐらいの方がいらっしゃるのか、その世帯でもいいですし、教えていただきたいなど。その中にもあったんですけど、新たに把握したケースについても具体的な支援を開始していますと。この新たな把握したケースですね。これは、アンケート、その以降に出てきた方というのは、これはどういう経緯でこの方たちが見つかったのか。この子たちに今どういう支援を行っているのかというのをお聞かせいただけますか。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、アンケートで把握したケース、この57人のうち4世帯5名でございます。その後、新たに把握したケースでございますが、まず学校を通じて把握したケースが2世帯2人でございます。また、学校以外から把握したケースが1世帯1名。合計7世帯8人に対して具体的な支援や見守りも併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません、お世話になります。地域や関係機関と連携しというふうを書いてありますけれど、私も恥ずかしいんですけど、令和3年にこのヤングケアラーという言葉を知りました。これは、多分一般質問に出たと思うんですけど、このことについて当然知らない子どもたちが随分いたんですけど、地域や関係機関の地域って、どういったところにこのヤングケアラーという言葉の説明、例えば地域でもいろいろあると思うんですけど、小学校単位の地域づくり協議会といったりとか、例えば民生委員、福祉委員、愛育委員、いろいろおられると思うんですけど、そういった方にこれを周知されてるんかどうかお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

この地域や関係機関への周知でございますが、今おっしゃいました民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員、そういった方々、また地域づくり協議会、福祉委員、そういった方々にチラシをお配りしたり、啓発のリーフレットをお送りしたりして、こういったところをお願いします、見守りと声かけをお願いしますということをお伝えをしております。特に愛育委員さんと民生委員・児童委員の方には、各地区に出向いて行って、それぞれの地区にヤングケアラーコーディネーターが伺いまして、その中で集まっていたいただき、講習会といたしますか、そういった啓発活動のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） ありがとうございます。今言われた地域、いろんな方々に啓発をされてるということで、この情報が皆さんにまだまだ僕は行き渡ってないのかなというふうに思います。これを連続してこういうことをされて行って、ただこの情報の収集が、今言われたヤングケアラーコーディネーターという方が情報収集して、どこか学校がするとか、こども課がするとか、どこで情報収集はされるんですかね。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 深見委員の再度の御質問にお答えをいたします。

収集といいますのが、まずこども課のヤングケアラーコーディネーターを中心として情報をいただき、それを私ども、こども課と教育部と情報共有を行いながら、また関係機関等、関わりが必要な場合はそういったところと関わりながら支援の必要性の把握を行い、具体的な支援を行っているところでございます。

先ほどの学校でございますが、こども課のケース、日々学校と連絡を取り合っております、家庭指導相談員の先生方も虐待の予防ですとか、そういった観点から各学校とのつなぎといたしますか、そういったものを持っております。そういったところも併せながら、ヤングケアラーと一緒に

なって情報共有、連携というものをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 最後にすみません。ざっくり分かりました。そういったことをこれから連続してやっていただきたいなというふうに思いますけど、アンケートで子どもたちが、自分自身でヤングケアラーに値するとは思っていない子どもたちが当然いると思います。外から見て、この子そうなんじゃないのかなというお家も、このくらいのことは自分でやって当たり前だっている子なんかもたくさんおると思うんですけど、そういった子どもたちの把握というのは、これは学校の先生がするのか、どういうふうなことで把握できますかね。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 深見委員の再度の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるように、アンケートで答えていない子というのも、当たり前とされているような、それから当然自覚がないというようなお子さんも、この問題としては考えられるところです。そこに対しましては、私どもや教育部のほうから各学校に見守り、目を、ヤングケアラーの視点を持って見守っていただきたいというところをお願いをしております。

また、先ほどお答えをしました、地域、愛育委員さんであったり、また民生委員さんであったり、そういったところにもヤングケアラー、こういうところに目を配ってほしいという簡単なチェックシートのようなものをお渡しして、お願いもしているところでございます。

以上でございます。

（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、先ほどの説明の中で、具体的な支援で家事支援の実績がありますということだったんですけど、僕の聞き間違い、または聞き取り不足だったら申し訳ないんですが、子育て支援、家事支援を委託してるというふうに聞こえたんですけど、これはどちらに委託をしていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 副委員長の御質問にお答えをいたします。

NPOの子育て支援団体のほう、子育て支援の知識をお持ちの支援団体のほうに委託をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） このNPOの子育て支援団体というのが家庭に入っていくということになるかと思うんですけど、そういったところで昨今危惧をされておりますような家庭内の情報が

外に出ていくであるとか、そういったような懸念はもう間違いなくないというふうに認識していいのかなというところの心配が1点と、あと元々このアンケートなんですが、アンケート、これはパーセンテージを合わせると100%になるのは分かるんですけど、これはそもそも回収率であるとか回答率というものは100%なんですか。これが例えば90%の中で100%なのか、渡ったアンケートが全て100%返ってきているのでしょうか。

先ほどちょっと気になる言葉が、僕、聞こえたような気がしたんですけど、このアンケート調査は誰に行ったんですか。保護者に宛てたんですか。保護者宛てというふうな言葉が今聞こえたような気がしたんですけど、このアンケートを答えたのは保護者様なんですかね。児童生徒ではなく保護者が答えるのと児童生徒が答えるのでは、アンケートの内容、結果というのは大きく変わってくると思うんですけど、これはどういった形でアンケートを要は配付して、どのように回収したのか。

それと、小学校4年生以上ということだったんですけど、低学年を対象から外したということのこの理由は何なのかといったところをまず教えてください。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 溝手副委員長の、まず子育て支援団体の個人情報の関係の部分から、こども課からお答えをさせていただきます。

そちらの団体へ委託をしておりますが、その契約の中に個人情報等の保護ということであらうございまして、非常にデリケートな問題ですので守秘義務のほうは必ずお守りくださいということ徹底をしております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、アンケートは誰がということですが、すみません、冒頭の私の説明がよくなかったのだと思います。それは、子どもたち、昨年度、小4以上、小4から中3の子どもたちが実際に学校でこのアンケートに答えております。ですので、厳密に言いますと、長期的に学校へ来ていない子どもたちに、家に持って行ってそれを家で回答してもらってというようなことはしておりませんので、今、市内の全ての小4から中3かと言われると、そこはそうですとは言えない状況です。

先ほど保護者と言いましたのが、生活に踏み込んだというか、そういった内容の調査をさせていただくので、今日お配りさせていただいた資料1になるんですが、保護者宛て文書として、このようなヤングケアラーに関わるアンケート調査をしますよということを前もって保護者の方にお知らせして、御理解をいただいた上で学校で調査のほうをしております。

低学年はどうしてしていないのかという御質問もありました。ヤングケアラー、なかなか内容的に難しい面もあります。資料のイラスト見ても、見方によれば、これは例えばお手伝いレベルではないかというようなこともありますので、児童の発達段階、そういったことも考えて、昨年度は小

4以上で実施いたしました。

ただ、今年度につきましては、これと同じアンケート調査は行っておりません。各学校で生活アンケートであったり、教育相談アンケートを、頻度は各校で違うんですが、基本的には全校でやっておりますので、その中の設問に入れて、今年度以降、来年度もしていきます。今年度の調査につきましては、19校のうち18校はもう小1からアンケートの内容、例えば小学校の場合はこのイラストも示して、イラストのようなお世話などをすることで自分の時間が取れなくなることがありますかというような聞き方をしております。19校のうち1校は小学校2年生以上からの調査としておりますので、今年度については低学年の調査をしております。

調査だけでは把握できないこともありますので、学校の教員には、例えば欠席や遅刻が多いであったり、集金の滞納が続いているであったり、例えば日記の内容に家での手伝いのことばかりが書いてあるとか、そういったこと、日常の様子から把握するようにというふうに学校の教員には伝えております。

また、このように、アンケートも毎学期取っている学校、毎月の学校もあります。アンケート項目に実際に入れることで、教員の意識も継続していくものと考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） そうすると、1校だけ2年生からで、1年生をしていない学校がどうしてなのかというのが気になってしまったんですけど、低学年までアンケートの対象を広げていращやるということで理解をいたしました。

それと、今、学校によってばらつきがあって、毎学期の学校もあれば毎月の学校もあるということで、細かいアンケートを取るほうが当然いいんだろうと思うんですが、親が急に病気になってとか、急遽けがなどに当然なるということも考えられるので、アンケートはできるだけ短めのほうがいいと思います。その把握に努めたほうがいいと思います。

ところで、そのアンケートなんですけど、このアンケートって市内の小学校と中学校にしたんですよね。ということは、この概要版の条例にも出てますし、このケアラー条例を提示されていますことによりますと、ヤングケアラーはケアラーのうち18歳未満の者を言うですから、そのケアラーについて市民等のうちというところが、この市民等の定義がまた当然されておって、この中には市内に住所または居所を有する者と、市内に存する学校に在学する者となっているんです。ですから、これは市外の地域から市内の学校に通っている子も当然アンケートの対象になっていて、その子に対しても、市外の市民ではあるけどこれに該当するから、岡山市の子であれ、倉敷市の子であれ、他市の子であれ、該当したらケアをしていくということですね。支援をしていくということですね。当然市内から市外へ通学している子どももいると思うんですけど、今までのこの話の中、この状況からは、市外に通っている子はほっちらかしのように見えるんですけど、ここはどのように今の時点でされているのか、今後されるのか、そのあたりを教えてください。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） こども課のほうからは、こども課のほうで把握しているケースについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、同一世帯であって、例えばですが、市外へ兄弟で分かれて、事情があって通学しているような世帯があった場合でございます。そういった場合にも、そちらのほうの学校のほうに情報共有、連携を取り合いながら、見守り、そういったところはしている状況でございます。

また、家庭児童相談員のほうが、日々のケースの中で各学校とパイプを持っているところもございます。そういったときに、例えば市内で市外の学校に通っているお子様、そういったことのところについても情報共有をしながら、必要な見守りですとか支援のほうを一緒になって考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 市内から市外へ通っている子どもへのアンケート調査については、学校教育課のほうでは総社市内の九つの小・中学校ということで、行っておりません。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 総社市の教育委員会の中の学校教育課ですから、どうしても市内の小・中学校ということになるのは、そこは大変理解ができて、逆にこども課長がおっしゃったように、そういった子は逆にそちらで把握をしていただくようになってしまうのだろうと。だから、このアンケートは実施できないけれど何とかケアをしていくんですよといったところで理解をさせていただきました。ここは、ちょっと語気を強めて申し上げたのは、要は一般的に受験等をして私立学校に通う子というのは、イメージ的には多分家庭が裕福なんですよ。だから、そういったことに、急遽親が病気になったりとか事故に遭ったとかそういったときに、いわゆるケアラーの状態になっても恐らくなかなか周りも、あそこは裕福じゃけえ大丈夫じゃろうというような感覚があると思うんです。また、子ども自身は、あえてアンケートとかであれば答えやすいけど、なければなかなか訴えにくいと思うんです。だから、市内から市外へ通うお子様に対するケアを特に気をつけていただきたい。一見家庭が裕福そうだからケアラーの状態ではないということは間違いなくあり得ないので、裕福でもケアラーになることは十分あり得ますので、そこを気をつけていただきたいなど、この思いがありまして、言い方を含めて強くなってしまいましたが、申し訳なかったですけど、このケアをよろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） ありがとうございます。本当に副委員長おっしゃるような、そういった連携のほうをしっかりと取りながら支援に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、もう一度これは学校教育課のほうになるかと思うんですけど、先ほどの御答弁の中で長期休業中の子はアンケートができていないということだったんですけど、ケースによってはそこそ大事なんじゃないかなというところもあったりするんですけど、アンケートが未実施のままの状態である子というのがまだいるということなんですかね。いるのであれば、今後その子にはどのような形でフォローしていかれるのかなと、その辺を教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

長期学校へ来ることができていない子、いわゆる長期欠席であったり不登校の子どもたちです。学校が家庭へよく訪問をしていたり、家庭の様子はアンケートで見取る以上に学校のほうは理解が進んでいると思っておりますので、このアンケートを家庭に持って行って、これを書いてくださいというようなことはしない中でも把握ができていますとこちらでは認識をしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をいたしました。このアンケートを何が何でも実施してほしいというわけではなく、だから場合によっては子どもさんと実際に会えない場合もあるのかなと、家庭訪問をしても。そういった場合が一番怖いのかなと。それが、今回ヤングケアラーに関しての所管事務調査ですけど、ヤングケアラー以外のことについても、やはりお子様と実際に会えなかったらどういう状態かというのはなかなか把握しづらいのかなと。岡山市内というか県内でもっと小さい幼児のような子の虐待死亡事件もあったわけですし、そういったところまで視野を広めてというか、負担が増えるというのは、業務的に負担が増えるというのはよく理解できますけれど、そういったところまで配慮に入れて家庭訪問をしていただければなど。できるだけ、お子さんの状態もありませんから実現するかどうか本当に難しいと思いますけど、できるだけお子様をじかに見るというか、会うというか、話ができる機会があればなど、そこにつなげて行っていただきたいというのが思いでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） アンケートのことにに関してなんですけども、今、学校教育課長の答弁の中で、生活実態調査の中にこれを入れてるというお話がありましたが、この生活実態調査、これは学校だけで行ってるのか、これはまた家庭に持ち帰って答えているのかというのは、これは分かりますか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

学校で行っております。学校の中では、教育相談という子どもたちと1対1で話をする機会が教育相談週間というふうにございます。それに先駆けて、子どもたちの状況をいろいろなアンケート項目で状況を把握して、その調査を基に子どもたちと1対1で話をしたりします。その相談アンケートであったり、あとは毎月のいじめなどの把握を目的としたアンケート、そういったものに入れて行っておりますので、学校で行っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。ありがとうございます。

この、最初に今日資料をいただいて、保護者宛てにヤングケアラー支援に向けたアンケート調査についてというのがあったんで、一旦それはもう保護者の方にはこれが行ってるということで、アンケートに答えられると、つまりその家は、自分たちの家はヤングケアラーの家庭だというふうに取りられかねないというのがあるんです。これ、聞いた話ではあるんですが、ある障がいのあるお母さん方から、学校でこういうアンケートがあったという話は聞いてたんです。そのお母さん方が、あるお母さんなんですけど、自分の子どもがそのアンケートに答えて、ヤングケアラーではないというふうに答えた。その中の、当てはまらないというふうに答えた。それが安心でした、よかったですというふうに答えられたことがあったんです。つまり、自分たちがそうかもしれないと思いつながら、そうではなかった。安心したというふうに答えられたんですけども、実際これを保護者宛てにアンケート調査しますよというふうになぜ配付したのかというのがすごく疑問に思うんですね。これを言うと、この期間があるんで、この間の中で、どこかでやりますよという話にはなるでしょう。言い方を悪く言うと、ヤングケアラーって言うなよというふうなことも可能性としてあると思うんです。それを、子どもさんが自分からSOSを発するのであれば、このアンケートの中で答えればいいですけど、その後、実際この57名の方が見つかって、実際支援に行ってるのは4世帯の方ということは、これ、全部57人の方には全て面談を行った、全員に話をしたという、この事実でよろしいのかと思うんですけども、このアンケートの取り方というか、まず最初にこれを、なぜアンケート調査をしますよというのを保護者に通知してたのかということと、57人の方全員に世帯調査であるとか、家庭へ行ったりですとか、全部行ったのかという、この2点、お答えいただいてよろしいですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

なぜ事前に保護者に伝えたのか、もしかすると家のほうで、こういう調査があるから答えないよというふうな話もある家があったのではないかということです。

実はこれを出すときに、そのあたりも教育委員会の中では議論をしました。アンケートの内容に関わるものがかなり踏み込んだものもありますので、おうちの人が知らない間に子どもたちに調査をしているというのもいけないだろうということ、それとまた家庭支援に入る場合にはもちろんお

うちの方の御理解もいただかないといけないということもありますので、事前にこのように保護者宛てに通知をさせていただきました。

それから、57人ですけれども、学校のほうで全て子どもたちには話を聞いております。聞く中で、最終的に、先ほど弓取課長のほうからもありましたが、4世帯5名、それ以外の子どもたちは、話を聞いているといわゆるヤングケアラーという状況ではなく、本当に家で手伝いをしているという、特に小さい学年の子が多いんですけれども、そういった実態もありました。57人には学校で全て話をさせていただいております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 理由のほうもよく分かりました。その57人の方で、実際は5名が今実際に支援が必要ということでやっているんですが、ということはその52名ですかね。これに関しては、もう本当に生徒さんと、児童の方とお話をただけで、じゃあ実際家庭のほうにはもう何の話もしていない、その子からの直接の話だけで判断している、でいいですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

家庭には連絡はしておりません。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 先ほどの質問に付け足せばよかったんですが、それは先生とだけで、コーディネーターの方ですとか、スクールソーシャルワーカー、専門家の方と一緒に話をしていないんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

担任だけがしたケースもありますし、そういうふうに学校のスクールソーシャルワーカーさんであったりとか、それぞれの実態に応じてお話のほうを聞かせていただいております。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。先生だけでお話をされたってなると、専門家の方を入れるのと、先生だけで話をするというのはかなり印象が変わってくると思うんですけども、これは今後、今もやってる方ももちろんいるんですが、今後アンケートを取っていく中で、やっぱり自分もそうなんじゃないかな、ここにあった52名の方、自分はそうじゃないってなると、次のアンケートには恐らく自分はそうじゃないというふうに答える。でも、この52名の中に、本当はヤングケアラーだという子が出てくる可能性もあるかもしれないですね。それがまたさらに深く、最初は家の手伝いだけだったのかもしれないですけど、だんだんだんだんなってくると。でも、その最初の時点で先生との話合いが、いや、君、それはもう手伝いだねというふうになってしまえば、もうそこで自分はヤングケアラーじゃない。じゃあ、これからアンケートにも答えない、当てはまらないでい

こうというふうに行くのであれば、もしかしたら取り残される可能性だって出てくると思うんです。今後、出てきたこの52人の方、特に一番最初のアンケートですから追っていくということも必要だとは思いますが、話合いの場にしっかりコーディネーターの方ですとかそういうのを含める、今後のアンケートを取ってからの動きにもなると思うんですけども、そののところをもう少ししっかりと支援というか、話合いの場で気づく部分もあると思うんですけど、そのところをしっかりとやっていっていただきたいんですけど、どうですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

本年度、今日お配りしたA4のような、ああいったアンケートではないんですけども、アンケートをしています。その中で我々も感じてるのが、アンケートで新たな気づきを得ることよりも、日々の状況を教員が見て、その気づきにつながっているケースがどちらかという和多いのかなというのを今すごく感じていますので、アンケートも一つの指標として、手がかりとして大事にはしていきませんが、それと同時に、またはそれ以上に教員の感度を上げていく、日頃の子どもたちの会話から、あれっと思うような、そういった感度を上げていくということで、毎年4月に研修もしておりますので、引き続きそういった教員の意識を高めていく、またそれを維持していくことに努めていきたいと思っております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） よろしいですか。

ありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、1個、聞いたことに対する答弁がなかったような気がしてお尋ねするんですけど、市外から市内に通っている子が該当した場合は、総社市でもってその子の支援を行うんですよね。総社市ケアラー支援の推進に関する条例の先ほど申しました部分で、市内に存する学校に在学する者を言うというのがあるので当然対象になるんですけど、市外から来てる子どもでも総社市のこの条例できちんと同じように対応されるんですよね。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 副委員長の御質問にお答えをいたします。

失礼をいたしました。市外から市内の学校へ通われている子で、そういった情報がありましたら、こども課のほうで関係機関等とも連携を図りながら、こういった支援、動いてまいります。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） その確認を改めて強調させていただいたのが、例えば岡山市だったら岡山市へもう引き継いだので総社市は関係ありませんということになるのではなくて、あくまで対象者であるんだから、岡山市もするかもしれないけど総社市は総社市でしていくという、両方の支援

がかぶる可能性もあるとは思いますが、そういったところも連携を取ってしていくと。絶対にそのままにはしませんよというところですね。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 副委員長おっしゃいますように、必ず連携して、子どものためにそういった働きをしてまいります。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） よろしくお願ひします。

それと、また話が前に戻りそうなんですけど、家事支援に入られるNPO団体の方なんですけれど、先ほども個人情報等の取扱いに関しても守秘義務を必ず守っていただくようにということで納得をさせていただいたんですけど、この支援に入ってこられる方と、支援を要している児童または生徒とは、そうはいつでも折り合いというか、そりが合わないことがあるかと思うんです。そうしたときに、支援をしてもらっている側だから我慢しなければならないという状況だと変な話になるので、あの人に来てほしくないとかというようなことがあった場合に、それはその児童または生徒が気軽に、あの人替えてくださいとか、そういったことを言えるような環境というか、そう言ってもいいんだよというのを伝えてあるとか、そういったところの取組というのはどのようになっているんでしょう。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 副委員長の御質問にお答えをいたします。

家庭へ入って支援を行いますので、委員長のおっしゃること、ごもっともだと思っております。例えば一例として聞いていただければと思いますが、例えば年が近い方がいい、お子さんですのでそういったことや、いろいろそういった接しやすいという面はあるかと思っておりますので、そのあたりは十分事前にこども課のほうで情報を把握して、その委託先につなげ情報を連携して支援のほうを行ってまいります。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） それでも、もしそりが合わなかったら替えてって言える、言いやすい環境にある、言えるということは伝えてあるんですか、その辺をちょっと。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 再度の御質問にお答えいたします。

直接、すみません、申し訳ありません、もしそりが合わなかったら替えてって言ってというのは言ってるかどうか分からないんですけど、そういったことも私どもの地区担当の保健師がその家庭にしっかり入っていますので、団体の方と合う、合わないと申しますか、そういったところは十分把握して、その御家庭の満足度と申しますか、そういったことは理解して、御満足いただけてい

るというふうに把握をしております。もしそういった場合に、そういうお声がありましたら、それは気兼ねなく言っていただいてもいいと思っておりますので、そういったことは配慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ありがとうございます。いわゆる子どもなので、対象が、どうしても声を上げづらかったりとかどうしたらいいかわからないということが起きると思いますので、そういったところへの配慮もお願いしますというお話でした。

それと、また別の話なんですけれど、このヤングケアラーについての広報であったり啓発であったりというところのことについてなんですけれど、さらに実態把握のところがあるように、学校生活の日常の観察から実態を把握するというのがあります、ここが今日お配りになられたアンケートの内容とは別の中学生用のところにあるように、中学生用には1文、部活のことについて触れられてる。小学生用のところにはないですけど。これは、また話もいろんなところに飛躍していくかもしれませんが、部活動、地域移行をしていくに当たって、これはまた外部指導員の方とか、小学生ですから各スポーツ少年団とか、そういう民間のスポーツクラブであるとか、そういったところでももしかしたらそういうところが発見できるとか、子どもの様子が変わったな、ちょっと困ってるんじゃないかなというような様子が見えるということがあるかと思うんですけど、そういったところへのこういった広報啓発活動というのも対象に含まれていて、今後も継続していかれる予定なのかどうかをお願いします。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 副委員長の御質問にお答えをいたします。

本当に部活というのも大事な子どもの生活の一部だと思っております。検討をさせていただきたい。先生方には十分に啓発のほうをお願いをしておりますが、そういったところも今後言葉に入れながら啓発を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それと、これは質問といっても政策に対する質問ではないのかもしれませんが、気になるので。例えば今、中学生で、夕刊になるんですけど新聞配達してるような子とかっているんですかね。要はこのケアラーの中で財政支援、家計支援というのがケアラーの内容には入ってくると思うんですけど、いわゆる相対的貧困の状態、受験するにも実はお金が足りないから新聞配達でもしてということがあると、これはケアラーに該当するのかわからないのかというあたりを教えていただければな。もしそれがケアラーに該当するのであれば、新聞配達をしている状態というのを辞めさせるべきなのか、継続させた上で何らかほかの支援をしていくべきなのか、教えていただければ。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

中学生で新聞配達をしている生徒については、こちらでは把握はしておりません。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーとはというケアラー連盟が出したイラストがあるんですが、この左下、家計を支えるために労働をしている。障がいや病気のある家族を助けているという欄がございます。家計を助けるために労働をしている、そのために日常生活ですとか学校生活に支障が出るような場合は、これはやはりそういったものに当てはまっていくかと思っております。新聞配達をしているお子さんというのは、今現在、支援対象者の中に把握はしておりませんが、そういったお子さんがいるとすれば状況を把握しながら、またその中で支援等を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、結局、家計支援の考え方で、だから自分がそうやってアルバイトをしないと高校受験もできないよというのは、自分のためだから家計支援じゃないと考えるのか、それとも家計が苦しいからそこまでしないといけないので、これは家計支援と考えるのか。というか、そういう状況が今はないということでしたけど、中学生で把握している人はいないということでしたけど、今後はそういうことが出てくるかもしれない。そういう状況が発生した場合には、どこら辺でどういうふうに判断するのかは個別のコーディネーターの方とかスクールソーシャルワーカーとかそういった方に判断を委ねるということになって、ここで今答えが出せるようなものではないというふうにしかならないですかね。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 本当にこのヤングケアラーの問題というのは、複合的な課題をたくさん抱えるおうちが多くあると思っております。例えば困窮ですとか、そういった様々な要因、そういったところ、困窮でしたら社会福祉協議会さん、また学校関係者、そういったところも情報共有をしながら、その支援をどうあるべきか、そういったことを一つずつ丁寧に状況確認、判断をしながら支援に当たるような仕組みを今つくっているところでございます。今はこういった方法で支援を行っておりますので、御理解をいただければ有り難いと思います。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 先ほど子どもさんからのアプローチというふうに聞かせていただいたんですけど、今度これは親側ですね。例えば介護が必要な方であるとか、精神的な障がいを抱えているとか、疾患、依存症であったり、そういう方が親御さんとしていらっしゃる。このアプローチ、な

かなか難しいかもしれないですけど、子どもさんからではなくて、その親、そういう状況を抱えていて親になってる方というふうなところのつなげ方、福祉関係とか社会福祉協議会にもなってくると思うんですけど、そっち側からのアプローチというのは今後これは考えていくものなのか、もう既にされているのか、どちらでしょう。

○委員長（萱野哲也君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 山名委員の御質問にお答えをいたします。

こども課では、虐待ですとかヤングケアラーですとか、また母子の観点から様々なケースに関わってまいります。本当に子ども単体で動けるケースのほうが少ないと思っていただいていた方がいいかと思えます。困窮であれば社会福祉協議会の困窮であるとか、福祉サービスであれば福祉、また医療や様々な機関、県民局、児童相談所、それぞれの機関がそれぞれのケースについてチームを組んでいて、一つ一つ支援を行う形態を取っております。ですので、今の御質問に対しましては既に行っていることでありまして、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめます。

それでは、休憩いたします。

休憩 午後2時0分

再開 午後2時10分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項の1、幼稚園の入園状況について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 失礼いたします。こども夢づくり課から、報告事項(1)幼稚園の入園状況について御説明いたします。

資料のないところで申し訳ないんですけども、令和5年2月1日現在の幼稚園の入園状況でございますけれども、昨年同期よりも45人多い690人です。年齢別に申し上げますと、3歳児が245名、4歳児が210名、5歳児が235名という状況になっております。全体的には去年より増えている状況にはあるんですけども、今日御報告いたしますのは神在幼稚園が休園見込みとなりまし

たので、それを御報告させていただきます。

資料の2を御覧ください。

資料の中の、まず1、総社市立神在幼稚園の入園状況でございますが、一番下の表の下から3番目に園児数というところを置いておりますけれども、現在のところ、3歳児が1名、4歳児が1名、5歳児が3名という5名でございます。

次に、2、神在幼稚園の休園見込みの理由でございますが、現在、神在幼稚園に在籍する先ほどの5名の園児のうち、5歳児の3名は令和5年3月に卒業し、小学校へ入学します。そういう中で、3歳児、4歳児が他の幼稚園への転園を選択されまして、新しく入園の申込みもない状況のため、令和5年度において神在幼稚園は休園となる見込みです。

3、今後についてでございます。

神在地区には、現在、未就学児が複数名いることから、令和5年度において神在地区の保護者の方に意向調査などを行い、神在地区における就学前教育・保育の提供について検討を行います。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 来年度、4歳児、5歳児の1名、1名、他園に転園を選択されたというふうに言われましたけど、他園、分かれば教えていただきたいのと、これは保護者の要望として他園に行きたい、1人じゃからもう一緒の子どもたちが複数名おる中で遊べないとか、1人だけだからというので他園を選択したとか、そこら辺の理由と転園先を。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

2人おったんですけれども、園については個人情報になると思うので差し控えさせていただくとして、まず1人の子どもさんが親の転居の理由があって転園するというのが決まっていく中で、もう一人の子も、理由については種々あるんでしょうけれども、それは同じ地域の他園に行くということで、2人とも転園したという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） その選択は致し方ないのかなというふうに思いますし、こういった状況はほかの園でも当然起こってきている状況で、何年か前からこういうふうになるんだろうというような、ありましたので、そこら辺の、今はこれ、神在幼稚園だけですけど、神在幼稚園はもうこれは致し方ないのかなというふうに私は思いますけれど、ほかの園なんかもこういうふうな方向になっていくのか、それはどんなでしょう。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 深見委員の再度の御質問にお答えいたします。

今年、給食開始をすることによりまして、他園については、園にもよりますけれども園児が少し入ってきている状況もあります。そういう状況も見つつ、考えないといけない時期があるかもしれませんが、今については今までどおりの方針でいこうと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） お聞かせください。

今回、幼稚園のほうで給食を始めるということで、神在幼稚園も準備をされてたと思うんですけども、今回休園ということになって大変残念な結果にはなってるんですが、これから、今、未就学児の子が何人かいるんで、その子たちが入ってきた場合、また再開するようにはなるとは思うんですけども、その再開するための条件、例えば3歳児1人でも入ってくればやるんですよ、希望する人が1人でもいけばやっていくんだということですか。再開する条件のところと、あとこの休園がどれだけ続くか分からない、その間の施設の維持。せっかく給食をやるようにいろいろ改築もやったわけなんで、この維持というのはどういうふうにしていくのか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず一つの、どういう状況になったら再開するかでございますけれども、今回も恐らく園児が、いいか悪いかはおいていただいて、園児が1人になっても存続ということをしたと思いますので、希望する園児がいる場合には再開ということで今のところは思っております。また、そういうふうにご考えておりますので、園の管理も教育委員会で適切に、休園ですので適切に休園中もやっていこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、休園して、だから積極的に再開を望むのか望まないのか。地域の話聞いてというのは、何が何でも再開したいんだという方向で地域の方と話をすると、どんなですという普通に聞くのと全然違うと思うんです。どのようにそこは考えられていますか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

子どもさんの入学、在学のことなので、もちろん無理やり引き込んでまでもとか、いやいや、いいですよではなく、しっかりと意向を聞きながら、神在地区で幼稚園に入りたいという子どもがいるのであれば再開するという気持ちで進んでおります。そういう形で聞いていく。聞く方法につきましては、まだ我々のほうでどういうふう聞くのが一番適切な聞き方になるかということについて

てもしっかり考えてやっていこうと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 要は今の答弁にありましたように、神在地区の未就学児の意向というか、その保護者の意向ということで、神在地区じゃないところから呼び込もうというようなことを施策としてする、いわゆる山田とかでも特区になってると思うんですけど、そういったことをして呼び込むというようなことをする気はない、しない、するかもしれない、ちょっと教えてください。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

今、預かり保育の拡充ということをやっているおきまして、今年からは総社北幼稚園、阿曾幼稚園というところを早朝預かりを始めていきます。ここについて、今、やります、やりませんという話じゃないんですけれども、例えば神在園区の保護者たちが、預かり保育があったらぜひ通いたいということになれば預かり保育を検討する。預かり保育となれば他園からの転園ということも、他の地域からの転園ということも可能になってきますので、複合的には考えてまいろうと思いますけれども、今日についてこうするという方針についてはお伝えしかねる状況でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知しました。預かり保育等を実施した場合には他地区からの通園もあり得るといったところで、じゃあ他地区から通園を選ばれた場合に、通園しやすいような何かを用意するとかそういった考え方もありませんかね。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 溝手副委員長の再度の質問にお答えいたします。

今の時点では、まだどうするかということも未定の状況でございますけれども、今度するときにはどういふふうにやっていくかの中では、どういうことが考えられるかなということは、考える選択肢には入れていこうと思います。ありがとうございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をいたしました。いろいろ決定もしてない中で、どういった政策というか施策を取って促すかというのは答えられないというのはよく分かりますが、それを実施する、または実施しよう、または説明しよう、こういったのはどうですかといったときに、ぜひ先にこの委員会に報告をしていただきたい。ほかの方々から、こういうことをするんじゃないのって我々が後から外部から聞くようなことがないようにだけはお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これは神在幼稚園だけのことではなくて、高梁川以西の学校園、それから池田小学校、また幼稚園、こういう人口減少地域の学校園の在り方というのは、先ほど特区というお話もありましたが、特区だとか学区を変えるとか、あとは弾力化するとかということを経営的

に考えないといけないことだと思ってます。その中の一つとして、結果的に神在幼稚園の復活とい
いますか、そういうことも出てくると思いますが、トータル的に考えないといけない大きな問題だ
と思っております。

先ほど溝手副委員長さんが、事前にといいますか、そういうことをするときには知らせてほしい
ということでありましたが、ぜひ御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時24分